

3. 情報提供に係る改善方策

(1) 現状

食品安全委員会では、科学に基づくリスク評価機関としての特性を活かし、国民が過度の不安を抱いたり、社会的混乱が起こらないよう、食品摂取による健康被害に関する重大な事柄について、適時適切に委員長談話等を公表してきた。

また、平成16年度からは、人の健康に悪影響を与える危害要因についてその時点における最新の情報をまとめた「ファクトシート」を作成し、公表してきている。

これらの科学的知見に関する情報を始め食品安全委員会から発信する情報については、ホームページ（平成15年7月開設）、季刊誌「食品安全」（平成16年7月発刊）、メールマガジン（平成18年6月配信開始）などを通じて周知してきている。

このほか、食品安全委員会では、パンフレット、リーフレット、食品の安全性に関する用語集、リスク評価の内容を分かりやすく紹介したDVDなどを作成し、リスク分析、リスク評価、食品安全委員会の活動などについて、国民の理解が醸成されるよう情報発信に努めてきている。

これらの情報発信については、食品安全委員会が発足して充実してきたとの評価がある一方、専門的で難しい、国民への浸透度が低い、ホームページ等の各種情報発信の手段がより身近なものとなるよう改善が必要などの指摘が寄せられている。

(2) 改善方策

① 分かりやすく、理解が深まる情報発信のための手法、内容の改善

- 評価書等は専門性が高いことから、消費者等の関心が高いものについては、引き続き、評価内容の理解の助けとなるQ&Aなどの作成を行うとともに、リスク管理情報を含めた情報発信を行うなど、分かりやすい情報発信を行う。
- ホームページの掲載情報について、階層化を進めることによって、一般的情報から専門的情報に、必要に応じてリンクできるような構成への見直しを行う。
- 食品安全委員会から発信する情報については、見やすく、分かりやすいものとするため、プレスリリース、ホームページ・メールマガジン掲載情報等について、文字、レイアウト、文章の体裁や文章表現について工夫を行う。また、食品安全委員会からの情報であることが認知しやすいよう、ロゴマークの使用などについて工夫する。
- 季刊誌やDVDについては、読者・視聴者等からの要請や意見等を参考にして、必要に応じて改善を図るとともに、意見交換会や講演等において使用するなど、活用の場の拡大に努める。

- 全国食品安全連絡会議[※]について、地方公共団体のニーズを踏まえ開催するとともに、食品安全に関する地方公共団体や地域の取組を集約し、各地方公共団体が相互に活用できるよう、情報提供を行う。

また、会議テーマに応じて関係省庁に出席を求め、関係省庁が開催する地方公共団体との会議に、必要に応じて、食品安全委員会が説明する機会の設定を依頼するなど、関係省庁との情報の共有と連携の強化を図る。

※ 食品安全委員会と地方公共団体との連携を強化する目的で、年1回、都道府県、保健所設置市、特別区の食品安全担当者を参集し開催している会議

② 関係機関・団体との連携の拡大

- 消費者団体、事業者・生産者団体、各種団体（栄養士、医師、獣医師、薬剤師等）、マスメディア、行政担当者、学校関係者、各種学会等の食品安全分野のオピニオンリーダーに重点を置いて、リスク分析、リスク評価、食品安全委員会の活動内容といった基本的事項の周知、意見交換会、講師の派遣等によるきめ細かい連携を図る。

- マスメディア関係者に食品安全や食品安全委員会の活動内容についての理解を深めてもらう観点から、マスメディア関係者との間で情報や意見の交換を行う懇談会や勉強会等を充実させ、情報共有と相互理解の促進を図る。

- 地方公共団体や消費者団体を始めとした関係団体の広報誌への記事の掲載の働きかけ等を行う。また、これらの機関や団体が記事を掲載しやすいように、季刊誌などの原稿等を定期的に提供する。

さらに、委員会活動への理解を深める観点から、これらの機関や団体に対しメールマガジン読者登録の働きかけを積極的に行う。

- 委員長談話など食品安全委員会から発信する重要な情報については、都道府県や保健所設置市等へ速やかに情報提供するとともに、併せて都道府県から管内の市町村への情報提供を依頼するなど、地域住民への情報発信に資するよう努める。

③ 社会に発信されている不正確な情報への対応

- 科学的に誤っていることが明らかな情報や、誤りではないものの内容が不十分なため、受け手に誤解を与えるおそれがある情報については、その社会的影響等を勘案し、必要に応じて、食品安全委員会として、当該情報の訂正を求めたり、関連する科学的な情報を提供するなどの対応を行う。

4. リスクコミュニケーション（意見交換会等）に係る改善方策

（1）現状

食品安全委員会は、各地で開催する意見交換会をはじめ、インターネット等での情報公開、印刷物や各種メディアによる情報発信・伝達など、あらゆる機会とコミュニケーション手段を用いて、リスクコミュニケーションを推進してきている。

特に、意見交換会については、リスク管理機関や地方公共団体と連携して、「我が国のBSE対策」、「魚介類等に含まれるメチル水銀」、「遺伝子組換え食品」など様々なテーマで、これまで333回実施した。（平成20年12月31日現在）

また、食品安全委員会では、地域におけるリスクコミュニケーションを積極的に推進するため、地方公共団体と協力して、平成18年度から「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」を、平成19年度からは「食品の安全性に関するリスクコミュニケーション育成講座」を開催している。

そのほか、食品安全委員会では、リスク評価等に関する審議結果案について、国民からの意見・情報の募集を行ってきており、これまでの実施回数は411回にのぼる。（平成20年12月31日現在）

これらのリスクコミュニケーション活動に関して、意見交換が一部の関係者との間のもになっている、双方向性に欠けているなどの指摘、育成講座受講者が地域でリスクコミュニケーションを進めるための支援や活躍の場を創設すべきとの指摘、食品安全委員会が行う意見・情報の募集の内容が難しい、意見等を出しにくいなどの指摘が寄せられている。また、食品安全に関する教育や学習の充実なども求められている。

（2）改善方策

食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションは、食品の安全性について正確かつ分かりやすく、双方向のコミュニケーションを行うことが基本である。そして、これらの活動が関係者の安心につながるよう推進することが重要である。その実施に当たっては、メディア及び関係者との懇談、意見交換会、ホームページによる情報提供などを有機的に組み合わせることに留意しつつ、以下の改善を推進する。

また、今国会に設置法案等が提出されている消費者庁が関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整を担うことから、消費者庁と効果的に連携してリスクコミュニケーションを推進する。

① リスクコミュニケーションの実施方法・内容の改善

- 意見交換会の実施に当たっては、「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」に沿って、関係者のニーズを分析し、目的・目標を明確にした上で、これに合った対象、規模、内容、開催場所等について十分に検討し、多様な場の設定を行う。

〔例〕・消費者団体との共催によるもの

・サイエンスカフェなど小規模なものなど

この場合、食の安全ダイヤルや食品安全モニターからの相談や意見を基に関心事項等を分析して、リスクコミュニケーション活動に反映させるとともに、対象に応じた分かりやすい資料の作成に努める。

また、開催した結果についても、参加できなかった方も理解できるよう、分かりやすい情報提供に努める。

② 地方公共団体等との連携

○ 平成20年8月19日開催の第39回リスクコミュニケーション専門調査会で取りまとめた「地方自治体との協力」における当面の取組方向」に掲げた以下の事項について推進する。

a 基礎的知識を普及するための情報・資料の提供

リスクコミュニケーションの基礎づくりのために、リスク分析の考え方やリスク評価の基本となる科学的知見等について、地方公共団体等に対して今後とも分かりやすい啓発資料等の提供に努めるとともに、効果的なリスクコミュニケーションの方法等の最新の情報等を提供する。

b 人材育成

リスクコミュニケーションを効果的に展開するためにはリスク評価の理解が前提（必要）となることから、地域におけるリスクコミュニケーションをより一層推進するため、コミュニケーションの基礎を理解しリスク評価に関する知識を有する人材を育成する。

c リスクコミュニケーションの共催や情報の共有

地域におけるリスクコミュニケーションをより一層推進するため、地方自治体と共催で意見交換会等を実施する。

d リスク管理機関の地方組織との連携

地方自治体との連携とともに、リスク管理機関の地方組織との有機的な連携についても、検討する。

③ リスクコミュニケーション推進事業の改善

○ リスクコミュニケーションを推進していく担い手となる人材の育成については、地方公共団体と連携して、意見交換を円滑に進めたり、科学的な情報を分かりやすく伝える能力の向上を図ることに重点を置き、以下の改善を推進する。

a リスクコミュニケーター育成講座等の受講者（以下「受講者」という。）について、定期的に活動状況の把握や要望及び意見の聴取を行い、受講者の活動をきめ細かくフォローする。

b 受講者に食品安全委員会の活動に関する各種情報の提供を行う。また、地域活動に活用できるリスクコミュニケーションツールの開発と受講者への提供を

行う。

- c 地方公共団体と連携して、受講者がその技術を実践活用するためのモデル的なリスクコミュニケーションを推進する。

④ 意見・情報の募集の改善

- 国民の関心が高いと予想される事案について意見・情報の募集を行う場合には、引き続きリスク評価書の概要を提供するとともに、意見交換会を行うなど、リスク評価内容の理解を助け、意見・情報を出しやすい環境づくりに努める。
- 意見・情報の募集に寄せられた意見等に関しては、引き続き、科学的に妥当なものはリスク評価書等に反映させる。また、委員会活動の改善等に関する意見等については事業の実施状況のフォローアップ等の中で検討するなど、事業計画や個別業務に反映させる。

⑤ 食育の推進等

- リスクコミュニケーションについては、食育を推進する観点からも取組を行っているところであるが、特に以下に留意して推進する。
 - a 東京で開催している「ジュニア食品安全委員会」について、地方開催の要請も踏まえ、地方公共団体と連携して、子どもを対象とした意見交換会等を実施する。
 - b 学校教育において、食品の安全性についての基礎的な知識を学習できるように、訪問学習の受入れ、講師の派遣、簡易な教材の作成等を行い、教育機関・関係団体等との連携を促進する。

(3) 中長期的取組の方向性

食品安全委員会事務局内の職員等の能力開発や人材育成のため、コミュニケーションに関連する大学との交流・人的連携を促進する。